

令和元年第4回臨時会

# 新十津川町議会臨時会会議録

令和元年5月15日 開会

令和元年5月15日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和元年第4回新十津川町議会臨時会

令和元年5月15日（水曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第29号 令和元年度新十津川町一般会計補正予算（第1号）
- 第4 議案第30号 財産の取得について
- 第5 議案第31号 財産の取得について

○出席議員（11名）

1番	井向	一徳	君	2番	村井	利行	君
3番	進藤	久美子	君	4番	鈴井	康裕	君
5番	小玉	博崇	君	6番	杉本	初美	君
7番	西内	陽美	君	8番	長谷川	秀樹	君
9番	長名	實	君	10番	安中	経人	君
11番	笹木	正文	君				

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊田	義信	君
副町長	小林	透	君
教育長	久保田	純史	君
総務課長	寺田	佳正	君
産業振興課長兼			
農業委員会事務局長	後木	満男	君
教育委員会事務局長	中畑	晃	君
建設課長	谷口	秀樹	君
会計管理者	内田	充	君
代表監査委員	岩井	良道	君
監査委員	奥芝	理郎	君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局副主幹 竹村大樹 君

---

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。  
ただ今から令和元年第4回新十津川町議会臨時会を開会いたします。  
ただ今、出席している議員は11名であります。  
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、1番、井向一徳君。  
2番、村井利行君。両君を指名いたします。
- 

◎会期の決定

- 議長（笹木正文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は、本日1日限りと決定をいたしました。
- 

◎議案第29の上程、説明、質疑、討論及び採決

- 議長（笹木正文君） 日程第3、議案第29号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第1号を議題といたします。  
提案者の提案理由の説明を求めます。  
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

- 町長（熊田義信君） おはようございます。ただ今上程をいただきました議案第29号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第1号  
令和元年度新十津川町一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。  
歳入歳出予算の補正。  
第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ544万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億1,689万6千円とする。  
2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第29号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第1号につきまして、内容をご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。総括、歳入。

14款、国庫支出金。補正額544万7千円。これは、プレミアム商品券支給に係る事務費に対する国庫補助金でございます。計3億6,241万4千円。

歳入合計、補正額544万7千円、計64億1,689万6千円。

次に、歳出でございます。

3款、民生費。補正額544万7千円。計12億1,428万3千円。財源内訳は特定財源、国庫支出金で544万7千円。

歳出合計、補正額544万7千円。計64億1,689万6千円。財源内訳は特定財源で、国道支出金544万7千円でございます。

次に、歳出の内容をご説明申し上げます。12ページ、13ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額544万7千円、計1億6,887万8千円。内容を申し上げます。事業番号14番、プレミアム付商品券事業544万7千円。これは、消費税及び地方消費税の10パーセントへの引き上げによる影響緩和及び地域の消費喚起、そして、下支えを目的としてプレミアム付商品券を発行するのにかかるシステム改修、それから、商品券印刷、臨時職員などの準備等に係る事務経費を補正計上したいとするものでございます。

プレミアム付商品券の購入対象者は、2019年度住民税非課税世帯の者と3歳未満の子が属する世帯の世帯主でございます。

プレミアム割合は、25パーセント。購入限度額は一人につき2万円で、3歳未満の子が複数いる場合は、その人数分購入することができるものでございます。

なお、当該事業に係る経費は、10割が国庫補助金の該当となるものでございます。また、課税状況などを含め、システム改修により対象者を把握するのに時間を要することから、商品券換金の経費につきましては、9月定例会で補正計上をしたいと考えてございます。

以上で、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第29号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、議案第30号、財産の取得についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第30号、財産の取得について。

町は、次のとおり財産を取得する。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

1、名称及び数量、除雪ドーザ1台。

2、取得の目的、建設機械の老朽による更新。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、取得価格、金1,390万円。消費税及び地方消費税の額、金111万2千円。合計、金1,501万2千円。

ただし、本財産の取得に係る契約の締結後、消費税及び地方消費税の税率が変更となった場合は、変更後の税率を適用する。

5、契約の相手方、砂川市空知太東1条6丁目1番19号。コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー砂川支店、支店長、鎌田雅紀。

次に、裏面に参考資料といたしまして、指名業者名等を記載してございますので、お目通しいただきたいと思っております。

なお、納入期限は、令和2年1月30日までとなっております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第30号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） 納期が1月30日ということになっていたのですが、ドーザが今使っているのが急に壊れたとかなんかにしていただいたら分かるんですが、もう少し計画的に購入する予定であったら、1月30日っていったら、その年のほぼやま場を越している時期なんで、降雪前に納入できるような方法取れなかったのか、何か原因があるんなら教えていただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） 建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） それでは9番議員さんのご質問にお答えをいたします。

ただ今納期が1月30日ということで、もうちょっと早くできないかというお話でしたけれども、見積りをとる段階で、各業者さんに納期というものをお聞きしました。現在、この時期で発注いたしますと、やはり1月30日くらいが標準的な納期というふうにお伺いしております。

ただ、例年なんですけれども、納期は決まっておりますけれども、実際納車される時期というものは、これよりも早く納められるというのが通例ということになっております。

あくまでも契約上の納期ということでご理解をいただきたいと思います。

なるべく除雪の時期に間に合うように納期はお願いはしているところでございますけれども、契約上の納期ということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（笹木正文君） 9番、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第31号、財産の取得についてを議題といたします。  
提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第31号、財産の取得について。

町は、次のとおり財産を取得する。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

1、名称及び数量、小中学校校務用パソコン機器一式。

2、取得の目的、機器の老朽による更新。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、取得価格、金1,827万3千円。

5、契約の相手方、滝川市流通団地2丁目4番37号。株式会社明円ソフト開発、代表取締役社長、明円直志。

次に、裏面に参考資料といたしまして、指名業者名等を記載してございますので、お目通しいただきたいと思っております。

なお、納入期限については、令和元年9月30日までとなっております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第31号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

3番、進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） ただ今の議案31号の件についてお伺いいたします。

小中学校の校務用パソコン機器一式ということで、納入期限が令和元年9月30日ということで上程されておりますが、このことにつきましては、小学校の始業式等々に間に合うようにもうちょっと予算化を早くして、これを行うことができなかつたのか、それとも急にこのパソコンが壊れてこのような時期にずれ込んだのか、その時期についてちょっと分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（笹木正文君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中畑晃君） それでは3番議員さんのご質問にお答えをいたします。

現在、小学校、中学校においては、ITC環境整備計画ということで順次進めているところでございます。30年度においては、コンピュータ室のコンピュータを入れ替えさせていただいたところでございます。

31年度につきましては、学校の先生がお使いになるコンピュータの入れ替えということで、これを年度当初に予算をいただきまして、今回、いよいよ発注にこぎつけたということで、すべて計画の中で推進しておりまして、入れ替えについては、夏休み中に現場での作業かかりますが、その後のデータの載せ替えですとか、いろいろなことがございますから、納期は9月30日ということにさせていただいているところでございます。以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 3番、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

5番、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） 今回のサーバーとパソコン機器の購入に際して、明円ソフト開発さんとの契約ということですが、購入後の保守の部分で、何か明円さんとの契約がなされているのか、また、その保守業務について、何かまたお金が発生するのかどうかを教えてくださいたいと思います。

○議長（笹木正文君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中畑晃君） それでは5番議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、保守の関係、機器の保守に関しましては、ノートパソコン等5年保守ということで、その費用も込みでの価格設定で今回入札をさせていただいております。そういうことで機器に関しては5年保守ということでやっております。

また、運用上の保守に関しましても、現行の予算の中で対応している部分がございますので、それについては、別途また契約するというような方向で考えております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 5番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和元年第4回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前10時20分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員